

一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会

賛助会員規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会（以下、本会という）の活動目的に賛同する本会の定款に定める賛助会員について必要な事項を定め事業活動の推進に資すること目的とします。

(会員規約の範囲)

第2条 本規約は本会の賛助会員として入会したものが本会、会員として行う一切の行為に適用します。

(資格)

第3条 賛助会員は、本会の主旨に賛同し本会の活動の円滑な実施に協力しようとする個人、企業ならびに団体とします。

(賛助会員に対する事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため賛助会員に対し、以下の事業を行います。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
- (2) 本会又は正会員、一般会員との情報交換会等の開催
- (3) 本会又は正会員および一般会員へのEメール等による情報発信の取次。
- (4) 本会Webサイト上の賛助会員一覧のバナー掲載
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(バナー掲載について)

第5条 本規約第4条第1項第4号に定めるバナー掲載の取り扱いは次の様に定めます。

- (1) バナーとは文字又は画像で表示された情報で、賛助会員の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (2) バナーの掲載事業は、企業、団体の賛助会員のみといたします。
- (3) バナーの掲載期間は、賛助会員に対する事業のため、会員期間の満了又は、会員資格の喪失の場合は終了と致します。
- (4) バナーは、本会ホームページに掲載するものとし、バナーを掲載する位置及び枠数、仕様（バナーサイズ、画像の種類、その他禁止表現）は、本会が定めます。
- (5) バナーの範囲は、賛助会員が指定したリンク先とします。但し、賛助会員の企業、団体との関係、関連性が認められないリンク先は掲載できないものと

します。

- (6) バナーの作成に関する経費は、賛助会員が負担するものとします。
- (7) リンク先の内容は、賛助会員期間内において、原則として変更できないものとします。但し、止むを得ない事情により変更する場合は、事前に本会の承認の上で、変更できるものとします。この場合においても、かかる費用はすべて賛助会員が負担するものとします。
- (8) 本会のホームページのメンテナンスや計画停電、天災等の緊急事態等により一時的に機能を停止した場合は賛助会員は、本会への損害賠償は請求できないものとします。
- (9) 賛助会員のバナーリンク先について第三者から苦情、損害賠償を求められた場合は、本会は、一切の責任を負わないものとします。
- (10) バナーリンク先の内容が各種法令に違反または恐れがある場合など本会がバナー掲載を継続する事が適切でないと判断した時は掲載を中止する場合があります。

(賛助会員の入会申し込みについて)

第6条 賛助会員として入会しようとする個人または企業ならびに団体は、本規約等の承諾の上、入会申込書と誓約書を本会事務局に申し込むものとします。

- 2 入会申込者に対し、本会は審査を行い申込者に対し書面による通知にて承認または非承認の意思表示を行います。
- 3 入会申込時の届出事項に虚偽があった場合、入会申込を受理しないことがあります。
- 4 第2項の承認に対して承認された月の翌月1日を入会日とします。

(会費の納入)

第7条 賛助会員は会費を納入するものとします。

- 2 賛助会員の会費の額は、4月及び10月から始まる6か月単位とし60,000円とします。

(1) 第一期 4月 1日～ 9月30日の6ヶ月

(2) 第二期 10月 1日～ 3月31日の6ヶ月

- 3 2項1号及び2号に定める各期間途中に入会した場合は、1ヶ月10,000円とし、それぞれの期間の末月までの額を会費とします。

例 6月1日に入会した場合は、9月30日までの4ヶ月となるので賛助会員会費は40,000円となります。

- 4 賛助会員が納入した会費等については、その理由の以下を問わず、これを返還しないものとします。

(賛助会員資格の有効期間)

第8条 賛助会員の有効期間は、第7条第2項及び第3項に定める会費納入額に準じた期間とします。

2 有効期間満了1か月前までに退会の申し出がない時は、さらに6か月間継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

(退 会)

第9条 賛助会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。

2 会員が退会するにあたり既に入金した会費の返還は行いません。

3 会費の納入が賛助会員資格の有効期間より2ヶ月を過ぎた時点で、無かった場合は退会したものとみなします。

(賛助会員資格の喪失)

第10条 本会は、賛助会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会を取り消すことができるものとします。またこの場合、当該会員は即時に会員資格を喪失するものとします。

(1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合。

(2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした場合。

(3) 本規約に違反する行為を行った場合。

(4) 本会が会員として不適当と判断した場合

(5) 犯罪、その他の信用を失う行為をした場合

2 本条第1項に基づき会員が資格を喪失した場合、当会は理由の如何を問わず、年会費の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

(その他)

第11条 賛助会員について本規約に定めのない事項は本会、理事会で決定します。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。